

12月は

「職場のハラスメント撲滅月間」です！

～ハラスメントのない職場づくりを目指しましょう～

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、集中的な広報・啓発活動を実施します。

また、ハラスメント防止対策の取組の参考としてパンフレットや研修動画などを提供しています。詳細は下記のポータルサイト「あかるい職場応援団」をご覧ください。



事業主の
みなさまへ！

パワハラ

(労働施策総合推進法 第30条の2)

セクハラ

(男女雇用機会均等法 第11条)

マタハラ

(男女雇用機会均等法 第11条の3)

育・介ハラスメント

(育児・介護休業法 第25条)

● ハラスメント対策お役立ち情報

あかるい職場応援団 <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

ハラスメント関係資料ダウンロード、裁判例、動画で学ぶハラスメント、セミナー案内等のハラスメント対策の総合情報発信中！

「労働者の方」
「管理職の方」
「人事担当の方」
それぞれの
お役立ち情報を
掲載しています!!



豊富な
事例動画

社内掲示用の
ポスター、リーフレット、
研修用の資料等も
無料で
ダウンロードできます！



この他にもセミナーや
企業への支援に関する
案内を掲載しています



茨城労働局

茨城労働局 雇用環境・均等室 相談・指導部門
〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 TEL: 029-277-8295
<https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-rooudoukyoku/home.html>



茨城労働局 HP